

第 10 回草津市農業委員会総会  
会 議 録

平成 30 年 4 月 10 日

第 10 回 草津市農業委員会総会 会議録

開会 平成30年4月10日（火） 午後1時30分～

- 第 1 会議録署名委員の指名
  
- 第 2 報第 12 号  
農農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）
  
- 第 3 報第 13 号  
農地変更届出について（報告）
  
- 第 4 議第 12 号  
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に関する質疑、採決
  
- 第 5 議第 13 号  
贈与税の納税猶予に関する適格者証明書交付につき、議決を求めることについて  
提案説明、案件に関する質疑、採決
  
- 第 6 議第 14 号  
農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて  
提案説明、案件に関する質疑、採決

## 農業委員

### 1. 会議に出席した委員

1 番	鈎 孝幸	2 番	中村 繁樹	3 番	福井 義隆
4 番	松井 保男	5 番	中島 由富	6 番	久保 昇
7 番	山本 英裕	8 番	山元 幸夫	9 番	井上 忠彦
10 番	本間 道明	11 番	杉江 善博	12 番	中西 真由巳
13 番	小川 雅嗣	14 番	堀 裕子		

### 2. 会議に欠席した委員

なし

## 農地利用最適化推進委員

### 会議に出席した委員

1 番	奥村 弘	2 番	久保 清一	3 番	中嶋 仁一
4 番	芝田 敏夫	5 番	岸本 勇喜雄	6 番	藤田 広幸
7 番	仲井 道男	8 番	新庄 傳男	9 番	片岡 健郎
10 番	北脇 芳和				

### 3. 会議に出席した職員

事務局長	杉江 茂樹	参事	舟木 朋宏	主査	中鹿 誠
------	-------	----	-------	----	------

環境經濟部

部長 松下 正寿      副部長 藤田 雅也

會計課

主査 山本 順子

農林水産課

課長 岡田 芳治      副係長 三浦 絵美      主事 井上 匡史

事務局長 定刻となりましたので、ただいまから農業委員会総会を開催いたします。  
進行につきまして、会長よろしく願いいたします。

会長 会議に入ります前に、この4月1日付けで、環境経済部および農業委員会  
事務局に、人事異動がございましたので、報告いたします。

環境経済部の竹村部長が教育部長に転任され、後任に松下副部長が環境経  
済部長に就任されました。

また、松下副部長の後任に、総合政策部から藤田副部長が環境経済部副部  
長に就任されました。

当事務局では、村井事務局長が退職され、後任に健康福祉部の杉江副部長  
が農業委員会事務局長に就任されました。

また、山本主査が会計課に転任され、後任に橋岡会館の中鹿主査が当事務  
局主査に配属されました。

それぞれ、ごあいさつをいただきます。

(松下部長、藤田副部長、杉江事務局長、山本主査、中鹿主査 あいさつ)

会長 ありがとうございます。退職された方には、今後の御活躍を御祈念申し  
上げます。

また、新たに就任されました方には大変お世話になりますが、どうぞよろ  
しく願い申し上げます。

なお、松下部長、藤田副部長、山本主査は、公務により、ここで退席され  
ます。

ありがとうございます。

それでは、総会に入らせていただきます。

本日、9番 井上委員がまだお見えになっていませんが、出席委員は農業委  
員14名中 13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しておりま  
すことを御報告します。

また、推進委員さんについては全員御出席いただいております。

また、傍聴人はおられません。

なお、議案説明については、個人情報に関係から個人が特定されない表現  
で説明等を行いますので、御了承願います。

また、委員の皆様が御説明いただくときも同様にお願いします。

それでは、農業委員会憲章の唱和をお願いします。

( 農業委員会憲章の唱和 )

事務局長            ありがとうございました。  
                      それでは、会長よろしく願いいたします。

会長                それではただいまから、第9回 草津市農業委員会総会を開会します。  
                      本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしておきましたとおりで  
                      ありますので、これを御了承願います。  
                      それでは、これより日程に入ります。  
                      日程第1 会議録署名委員の指名を行います。  
                      会議録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、

                      議席番号     5 番     中島 由富 委員  
                      議席番号    12 番     中西 真由巳 委員  
                      以上の兩人を指名いたします。

                      次に、日程第2 報告第12号「農地法第5条第1項第6号の規定による  
                      届出の報告について」を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願  
                      います。

事務局            それでは、報告第12号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出に  
                      ついて説明いたします。

                      この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借ならびに使用貸借  
                      等の権利移転等に伴う転用です。今月の届出は2件です。議案書は2ページ  
                      でございます。

                      はじめに番号1番は、譲受人が土地区画整理事業エリアで自己住宅を建て  
                      られるため、譲渡人が所有する野路町地先の田991㎡のうち358㎡を贈  
                      与にて取得し、一部転用されようとするものです。

                      これによる仮換地は、532㎡のうち192㎡であり、所在は6街区4で  
                      あります。

                      当該届出地は、大津湖南都市計画・南草津プリムタウン土地区画整理組合  
                      が平成28年1月29日に滋賀県から設立の認可を受け、同日、市街化調整  
                      区域から市街化区域に編入され、埋蔵文化財発掘調査を終え、現在、土地区  
                      画整理事業に伴う作業を行っており、今回届出がされたものです。当該農地  
                      は、土地区画整理事業のエリアであります。周囲は、田、宅地、水路であ  
                      るため、本人の意思により農地所有者からの隣地承諾書が提出されてお  
                      りません。

次に、番号2番は、市内で不動産業を営む譲受人が土地区画整理事業に伴う住宅用地とするため、譲渡人が所有する南笠町地先の田1, 256㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

議案書に記載ができておりませんが、これによる仮換地は、621㎡であり、所在は96街区11であります。

当該届出地は、大津湖南都市計画・南草津プリムタウン土地区画整理組合が平成28年1月29日に滋賀県から設立の認可を受け、同日、市街化調整区域から市街化区域に編入され、埋蔵文化財発掘調査を終え、現在、土地区画整理事業に伴う作業を行っており、今回届出がされたものです。

周囲は、農地ではありますが、土地区画整理事業のエリアでありますことから隣地承諾を得なければならないものではありません。

本議案については、市街化区域内にあることから、農地法第5条1項6号により届出を出されたものであります。

最後に、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については、問題ないものとし、番号1番につきましては3月19日付け、番号2番につきましては3月1日付けにて、専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

( 質問・意見なし )

会長 発言が無いようですので、報告第12号の報告を終わります。

次に、日程第3 報告第13号「農地変更届出について」を議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第13号 農地変更届出について説明いたします。

この届出は田から畑へ、地目を変更されようとするものです。今月の農地地目変更届出は2件です。議案書の3ページを御覧ください。

番号1番は、届出人が上笠4丁目地先の田、2筆、183㎡を田から畑へ変更されようとするものです。

当該農地は、農地法第5条許可申請に併せて分筆された農地であり、宅地造成の高さに合わせて盛土して畑地に変更されます。

これまでは、米つくりをされておりましたが、今後はネギ、キャベツ、大根、きゅうり、トマトなどを栽培されるとのことでした。

届出地の周囲は、道路、宅地、田であり、農地の所有者からは隣地承諾を得ておられます。

次に番号2番は、届出人が下物町地先の田、1筆、2, 535㎡を田から畑へ変更されようとするものです。

現地は、予めから非農地状態であり、農地以外の用途で利用されておりましたが、このたび当該農地の借り手が見つかり、畑として利用したいとのことでありましたことから、この届出の前に農地へ復元いただいたところがあります。

また、復元までの間は違反転用の状態でありましたことから、このことについての顛末書についても書面で提出いただいております。

計画ではありますが、今後は野菜、果物、ハーブ類を栽培されるとのこととす。

届出地の周囲は、道路、宅地であり、隣接承諾を受ける農地はありません。農地地目変更届出について、添付書類等確認いたしましたが、不備等なく受理いたしましたので、御報告いたします。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。  
●●さんの担当区域ですが大丈夫ですか。

●●番 去る3月14日に私と推進委員の●●さん、農業委員会事務局、農林水産課の4名で確認をいたしましたが、既に耕されていて、半分くらいはハーブが植わっていました。後の半分は定かではございませんけれども、問題ないと思います。続けてやってくれるものと信じております。

会長 他に御意見、御質問はございませんか。

( 質問・意見なし )

会長 発言が無いようですので、報告第12号の報告を終わります。  
次に、日程第4 議第12号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 続きまして、議第12号 農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借ならびに使用貸借等の権利移転等に伴う転用です。今月の申請は2件です。議案書は、4



ページです。

はじめに、番号1番は、借人が、貸人所有の上笠四丁目地先の田、2筆、計350㎡に専用住宅を建てるために使用貸借にて転用されようとするものです。

市内の共同住宅で御家族とお住まいですが、賃貸で居住スペースが手狭になることや貸人でありますお父様宅からも近いことから当該農地を申請地としたものであります。

計画では、敷地全体に盛土を行い、隣地農地（田）との境界には擁壁およびコンクリートブロックを施します。

雨水排水については、自然浸透および宅内の会所桝を介して市道側溝へ放流されます。

申請地の周囲は、道路、宅地、田であり、農地の所有者からは隣地承諾を得ておられます。

立地基準による判断については、申請地は農業振興地域の白地であり農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で市街化が見込まれることから第2種農地と判断されます。

また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

また、一般基準については、事業見積書と金融機関の残高証明書および融資証明書の提出があり、事業の目的が果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

また、都市計画法第29条が該当しておりますので同時許可となります。

次に番号2は、借人が、貸人所有の下笠町地先の田、1筆210㎡を使用貸借により借受けし、専用住宅を建てるために転用されようとするものです。

借人は、市内にお住まいですが、結婚の予定をされており、御実家からも近く、将来的に子育てには最適な土地であると判断しましたことから当該農地を申請地としたものであります。

計画では、敷地の一部で切土を行い、水路との境界にはコンクリートブロックを施します。

雨水排水については、宅内の会所桝を介して敷地北東側にあります既設水路に排水する計画となっております。

周囲は、道路、宅地、水路であり、隣地承諾を得る農地はございません。

立地基準による判断については、申請地は農業振興地域の白地であり農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で市街化が見込まれることから第2種農地と判断されます。

また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。一般基準については、事業にかかる見積書と住宅ローン証明の提出があり、事業の目的が果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

また、都市計画法29条が該当しておりますので同時許可となります。

以上2件、添付書類等確認いたしました。不備等なく考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

番号1番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員をお願いします。

●番

1番の件ですが、前ページの報告13号の1番とセットで申請がありました。息子さんが使用貸借して宅地にするという申請でございました、

●●

3月15日に推進委員の●●氏と現地確認をしております。片面が道路で、側面も奥へ入る道路です。もう片面が宅地となっており、一面だけ田んぼが残っております。こちらの田んぼの方には隣地承諾をいただいております。

この田んぼは実は私が作っておりますのでよく存じております。何ら問題ないと思います。御審議の程よろしくお願い申し上げます。

会長

番号2番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員をお願いします。

●番

当該地の現地確認をいたしましたところ、特に問題はないと思われま

●●

す。お孫さんの家を建てられると聞き及んでおります。以上です。御審議よろしくをお願いします。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

( 質問・意見なし )

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております本案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

( 挙手全員 )

会長

挙手全員であります。

よって、議第12号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第5 議第13号「贈与税の納税猶予に関する適格者証明書交付につき、議決を求めることについて」を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

議第13号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について説明させていただきます。

この申請は、農業を経営する方が、その有する農地の全部ならびに採草放牧地および準農地の一定割合（3分の2以上）を、その農業を引き継ぐ推定相続人の一人に一括して贈与した場合には、その推定相続人について課税される贈与税は、贈与者または受贈者のいずれかが死亡する日まで、その納税が猶予され、かつ、一定の要件のもと免除されるものであり、納税猶予制度の適用を受けるための申請に必要な証明となっております。

今月の申請は1件です。議案書は、5ページです。

今回、推定相続人であります申請人が、お父様から 北山田町地先の田畑、7筆、13,953㎡を引き継がれ、贈与されますことから、贈与税の納税猶予の適用を受けようとされるものであります。

なお、現地を確認いたしました。耕作農地であることを確認しております。

贈与税の納税猶予に関する適格者証明書1件について、添付書類等も確認いたしました。不備等なく考えますので、御審議賜りますようお願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。

●番

具体的な要件が分からないと判断できません。

●●

事務局

贈与者の要件は「農地等を贈与した日まで引き続き3年以上農業を営んでいた個人であること」です。申請者は農業に従事していたことを申請

書で確認しております。

受贈者の要件の「贈与者の推定相続人であること」は親子関係なので満たしております。また「農地等を取得した日の年齢が18歳以上であること」、「農地等を取得した日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと」、「農地等を取得した日以後、速やかに農業経営を行うこと」という要件につきましても申請書の中で確認をしております。また、認定農業者でありますので、要件の全てを満たしていることから、証明書の発行に特に問題ないものと判断しております。

●番            そういう説明をしていただかないと分かりません。今後は分かるようにして  
●●            いただけると、我々としても承認しやすいと思います。

会長           採決に入ります。ただいま議題となっております本案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

( 挙手全員 )

会長           挙手全員であります。  
よって、議第13号「贈与税の納税猶予に関する適格者証明書交付につき、議決を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。  
次に、日程第6 議第14号「農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて」を議題とし、農林水産課から議案の朗読と説明を願います。

農林水産課    皆さんこんにちは。本年度もよろしく申し上げます。  
本日は議第14号「農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて」という案件につきまして当課の方から議案をあげさせていただいておりますので、御審議いただきますよう申し上げます。  
内容につきましては担当から御説明させていただきますのでどうぞよろしく申し上げます。

農林水産課    平成30年5月1日公告分 農用地利用集積計画（案）について御説明申し上げます。  
農業経営基盤強化促進法第18条に「市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない」という規定があり、農業委員会の決定を求めるものです。

( 資料に基づき説明 )

会長 以上で、農林水産課の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。  
ただ今の農林水産課からの説明について、発言のある方は挙手願います。

●番 先ほどの運営委員会の方で現在の集積率は43%と出ていたのですが、今  
●● おっしゃられた数字は36.49%ですよね。ということは利用権設定をさ  
れていなくてもそういうような数字が含まれているのでしょうか。

事務局 全体の農地面積1,300haに対する農地集積面積が559haという  
ところで、それを単純に割ったら43%という数字が出ています。

農林水産課 43%とおっしゃっていたのは、担い手への農地利用集積だと思います。  
違いとしては担い手と呼ばれる方にどれだけ集積しているかというところ  
で、分子が違うのと、分母の方も国の方から出されている数字になっており  
ます。

36.49%というのは、農業振興地域面積内の農用地となりまして、青  
地と白地を合わせまして、その中の田んぼや畑に用いられる農地を分母とさ  
せてもらっています。分子の方が今回の利用権設定される面積を含めました  
累計です。

●番 分母が違うのは分かりますけど、分子はできれば同じものを引っ張ってき  
●● て使うわけにはいかないのですか。

農林水産課 これは県の調査でこういう数字を使いなさいということです。

●番 市から出ているので市の方が正確だと思います。そういう数字を県にも使  
●● ってくださいくらいじゃないといけない。

会長 実際、農林としてどれだけのものが集積されているかという所に物差しを  
当てていただいた方が良いと思います。

次回で結構ですので、43%と36.49%の差を説明してください。  
他に御意見はございませんか。

( 質問・意見なし )

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております本案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

( 挙手多数 )

会長

挙手多数であります。

よって、議第14号「農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 午後2時20分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

平成30年4月10日

会 長 福井 義隆

---

署名委員 中島 由富

---

署名委員 中西 真由巳

---